

ずべし」であることを紹介している。ちなみに、「豊田綱領」は「上下一致」の労使協調、産業報国の愛国思想のみならず、神仏尊嵩、温情友愛、質実剛健など道徳的な徳目をうたったものであり、いずれも思想教化 (indoctrination) を狙ったものである。

第3に、猿田教授はこの「研究と創造」という伝統精神がトヨタ能力開発の基本的狙いであると指摘し、それは①「考える人間」②「根性と実行力のある人間」③「企業人意識の醸成」の3つにまとめられるとしている。訓練受講者に「道ゆく人に頭をさげ、断られても炎天下で1日アンケートをお願い」されるのも、②「根性と実行力のある人間」を育成するための教育の一環であるという。

本章は更に、「技能員教育」で「一般技能教育」「管理・監督者教育」「高齢者教育」を、更に「事務・技術員教育」「管理者教育」「女子社員教育」等について詳細な分析を行っているが、紙数の限界で、これ以上詳述できない。

最後に、本書のもつ意義に触れよう。第1に、本書がトヨタの労務管理に関する膨大な事実を

丹念に調べてあげていることである。トヨタの城下町に住み、地域社会での運動に支えられながら研究してこられた猿田教授だからこそ、果たすことができた貴重な業績である。第2に、詳細・膨大な事実を収集していることもさることながら、それらの事実を理論的に体系立てて分析・検討しているということである。一人の研究者がトヨタの労務管理に立ち向かい、これだけ体系的に研究したものは他に類例を見ない。

本書は、トヨタを中心に展開する「企業社会」の管理・統制の仕組みを明らかにし、しかも、公教育、自治体行政へのトヨタシステムの導入・浸透といった問題にも分析の目を向けている。

「本書を読まずしてトヨタは語れない」と言っても決して過大評価ではない。本書は本格的なトヨタ研究の金字塔であり、トヨタの労務管理、トヨタの労使関係、トヨタ式管理教育、悪名高い愛知県下の管理教育、能力主義教育、臨調行革下の自治体職場の動向を研究する研究者、運動家にとっての必読の書である。

(税務経理協会、1995年7月刊)

(会員・明治大学教授)

岩田正美著

『戦後社会福祉の展開と 大都市最底辺』

庄谷 怜子

10月18日の朝、大阪難波の繁華街で毛布にくるまり台車の上で寝ていた63歳の藤本さんが、若者2人に道頓堀川に投げ込まれて間もなく水死した。藤本さんは飲食店などから夜間に出される段ボールを朝まで8時間近くかけて集めて、

回収業者に納める。引き取り相場はキロ6円程度で1日集めても数百円にしかならない。大阪の釜が崎でも野宿を余儀なくされる不安定就労の高齢労働者が増加している。

本書にいう「不定住的貧困」はこのような極貧状態の人々を中心とするが、何故このような人達が生活保護も受けられず、ホームレス化して、しかも大量に放置されているのかを、また何故今日、「貧困研究」が「貧困グループ」とともに「周辺化」されているかについて、この書は正面からとりあげ、実証的な研究によって構造的、総体的に明らかにしている重要な研究成果である。第2にこの研究は、貧困研究にとど

書 評

まらず、「非貨幣的ニーズ」の重視、(貧困を要件としない)「普遍主義」の強調という1955年以降の社会福祉政策と研究の動向を、関連づけて説明する方法と理論枠組みをもつことによって、その意味を問うものとして評価される。

本書の構成は、序章で課題の設定、第1部で戦後の「不定住的貧困」への社会福祉の対応についての歴史的分析、第2部で更生施設A荘の利用者記録の分析による「不定住的貧困」の形成過程の検討と補論の貧困研究史からなる。

ここでいくつか具体的に本書の主張と特徴を述べたい。

1. 戦後社会福祉は国際的にもわが国においても、「救貧法からの離脱」を狙いとしていた。中心にあった生活保護法は、無差別平等の一般扶助主義を原則とするという点であきらかに普遍主義的立場に立っていた。この時期を、本書はわが国における社会事業近代化への第一次改革と位置づけている。

これに対して、高度成長期の後半に入ると、「非貨幣的ニーズ」の重要性がクローズアップされ、生活保護法のような「救貧的選別主義」からの「離脱」を主張して、福祉サービスはそれを必要とする全ての人に供給されるべきものとして、社会福祉の新しい在り方が問われることになった。政策と理論の動向は「選別主義から普遍主義へ」の転換を求めることにあった。この動向を著者は「近代化」への第二次改革とみなし、その特徴は、①福祉サービスの普遍主義的供給原則、②最低保障ではなく最適保障、③身近な地域での居宅処遇原則にあるとしている。

2. 著書は、戦後10年を経て、第2段階の理論・政策動向が貧困の「量的な問題は解決された」という前提にたっていること、社会問題化した生活ニーズを、原点である貧困問題と切り

離して、福祉サービスとの関係でのみとらえて、機能主義的に整理する傾向が強く、ニーズの違い＝福祉の方法・制度・原理の違いであるかのように矮小化していることを批判するとともに、「普遍主義」「最適サービス」などのこの原理は、一定の問題の排除やその解決の抑制と表裏一体のものとして形成されてきたことを鋭く指摘している。

3. 救貧法の抑圧的原理からの離脱を課せられていた近代的公的扶助法が、第二次改革によって中心的使命は終わったとされたことについて、著者は、その原因を検討するに当たって、公的扶助が救貧法からの離脱を使命とするとともに、資本主義の私生活原理を堅持するという課題を同時に背負っていたことを重視する。すなわち私生活の自治＝自由の原理と、生活の自助原則はきびしい矛盾・緊張関係にある。とりわけ生活保護法の補足性の原理、すなわち保護の要否判定にかかわる「要件」の解釈・運用は、稼働能力ある「不定住的貧困」には生活の自助原則との抵触をできるだけ避けることを要請されるため、きびしく劣等处遇になる危険を常にはらんでいる。しかし、そのことは救貧法体制からの離脱という近代社会福祉の理念と抵触することでもある。その矛盾がもっとも象徴的にあらわれるのが、稼働能力ある「不定住的貧困」問題であると著者は考えている。ここで著者のいう「不定住的貧困」とは、①「貧困」の一形態であり、極貧である。②一般的労働者の私的自立生活の解体という「質」の変化をともなう。③社会からの孤立、社会への「帰属性」の喪失を特徴とする。

4. 著者は、権利性の問題と密接に関係のある「貧困の量」の問題を、意図的に忘れようとする政策と理論の動向に対してを異義申立てし、資料的制約にもめげず、統計による「不定住的

貧困」の推計を行っている。さらに「不定住的貧困」の形成過程を、①前史として戦前期の東京における「不定居的細民」・「ルンペン」に対する社会事業史、②戦後社会福祉と「不定住的貧困」対策の変化を通して、③東京における施設入所者の全事例を綿密に分析することによって明らかにしている。それはあたかも「資本主義の構造的必然」を思い起こさずにおれないリアルな姿で表現されたものである。

5. ここで著者は、1955～60年の貧困は、量的には減少し、質的にも高度成長に取り残された層として変質してはいるが、決してなくなり、ボーダーライン層の問題としても根深く残存していることに注目する。戦後の大衆的貧困が解決したかにみえたその後に「不定住的貧困」=「慣習的居住や職業をもたない」状況にある貧困が形成されていることを実証的に検証する。

6. つぎに「普遍主義」の導入が国民一般を対象としたことによって「対象論」が消失し、生活ニードの違いだけが援助の要件とされる傾向にあること、それにもかかわらず現実の政策運用の中では、「対象」を厳しく選別する基準が働いていることを著者は指摘している。この対象選別の基準がマルデュアル化して、「不定住的貧困」排除の論拠となりがちであることは、今日の公的扶助にとって重要問題である。

この対象者分類の基軸の①として、著者は「国籍と社会への帰属証明」が戦後社会福祉の一般的フレームワークとなり、前提条件となっていること、それによって対象者をきりとり、ときには外国人や「住居不定」者を排除する原則として働いていること。また対象者分類の基軸の②は、救貧法でも用いられた「労働能力の有無」であり、自助の前提としての労働能力を残した貧困者の救済には、劣等処遇原則が適用される。

それはまた同時に社会福祉の費用を社会が負担する場合の妥当性にもかかわると指摘している。基軸③は家族の有無である。

紙面の都合で論点の特徴をあげるにとどまるが、本書のテーマを象徴的に担う「不定住的貧困」の歴史的形成過程と更生施設A荘利用者の綿密な事例分析こそ、この研究の論拠となっていることを強調しておきたい。

さらに若干の私見を述べるならば、90年代の今日に至る新しい貧困の顕在化を目の当たりにして、私としては近代化の2区分の「次」を求めたい。「不定住的貧困」が、貧困の量的減少の後、根強く社会の底辺に残存し再生産されるだけでなく、オイルショック以降、1980年代の世界的不況と失業の増大の中で、わが国では、保護の要件規定が裁量の幅をもっとも厳しく狭く運用されるようになってきていることは本書でも指摘されている通りである。その過程で、政策的に「不定住的貧困」がつくられていく時期にはいっていることを、「普遍主義」による「選別化」の段階として第3段階の区分をしてもよいのではないかと思える。

さらに今後に向けて、定住を基盤とした社会への「組み込み」の論拠と手だてへの要因分析を展開されることを期待したい。

(ミネルヴァ書房、1995年8月刊)

(大阪府立大学教授)